

平成 19 年 5 月 8 日
境港市議会議員研修会

鳥取県西部広域行政管理組合エコスラグセンターの 建設に係る経過等について

鳥取県西部広域行政管理組合環境資源課

エコスラグセンターの建設に係る経過等について

平成 9 年ごろ（1997 年）

マスコミの報道等により全国のごみ焼却施設でのダイオキシン類の発生（排ガス・焼却灰）について、全国的な社会問題となる。

平成 10 年 3 月（1998 年）

上記の問題化を受け、国において各都道府県に対し、ダイオキシン類対策のため都道府県ごとのごみ処理広域化計画策定の指示があり、鳥取県においてもごみ処理の広域化計画を策定する。

鳥取県ごみ処理広域化計画の概要

県内を 3 ブロック（東・中・西）に分け、このブロックごとにごみ焼却施設の集約化を図る。（西部の場合、米子市以外の市町村で 1 施設建設）

ごみ焼却施設建設の国庫補助基準等

ダイオキシン類対策のため、新しくごみ焼却施設を建設する場合、施設規模 100 トン以上、24 時間連続運転、灰溶融設備の義務付等の条件があり、西部地区で同時期に国庫補助申請した米子市・旧大山町のうち、旧大山町は却下された。

平成 10 年 7 月

このダイオキシン類問題について、最終処分場が設置されている旧淀江町の地元関係者より、町当局等にダイオキシン類対策を求める強い要望があった。

上記の要望を受け、旧淀江町長より正副管理者会議において必要な対策を求める要請文書が提出された。

平成 10 年 8 月

旧淀江町長からの要請を受け、正副管理者会議を開催し、広域灰溶融施設基本構想（処理対象物は焼却灰、飛灰）を説明する。協議の結果、最終処分場管理運営検討委員会を設置し、最終処分場のダイオキシン類対策問題を検討する

こととなった。

検討委員会の構成

米子市助役・旧淀江町長が正副委員長、各構成市町村の担当課長の代表が委員。最終処分場管理運営検討委員会において、最終処分場のダイオキシン類対策に係る基本計画を検討し、検討結果を都度、正副管理者会議・組合議会不燃物中間処理施設建設調査特別委員会・組合議会に諮り、必要な方針決定を行った。

平成 11 年 2 月 (1999 年)

西部町村会会長(旧中山町長)より、灰溶融施設の処理対象物として下水道汚泥(公共・農集排)を追加されるよう、要請書の提出がある。

平成 11 年 2 月 (1999 年)

正副管理者会議を開催し、処理対象物を拡大(焼却灰、飛灰、不燃残渣、汚泥)した実施計画を策定することについて、方針決定がなされる。

検討委員会、正副管理者会議、組合議会でその都度の協議の結果、最終処分場のダイオキシン類対策として、これまで埋立された焼却灰の対応については水処理施設の高度化対策(膜脱処理設備の導入)を行い、今後埋立する焼却灰については溶融処理(溶融施設建設)により対応することが、方針決定された。

平成 11 年 10 月

組合議会定例会において、不燃物中間処理施設建設調査特別委員会委員長報告として、早期に灰溶融施設の建設計画を推進する必要があるとの結論に達し、早急に用地の選定、取得を行うとともに、施設整備基本計画、環境影響評価等の業務に着手するよう報告がなされる。

平成 12 年 2 月 (2000 年)

西部広域事務局より旧岸本町長に対し、用地取得についての協力要請を行う。

平成 12 年 5 月

旧岸本町議会地域開発調査特別委員会(全議員が委員)において、広域灰溶融施設建設について同意を得る。

平成 12 年 10 月

旧岸本町より建設用地に係る地元交渉経過の報告がなされ、岸本区、口別所区の両区より建設同意を得る。

平成 13 年 2 月 (2001 年)

組合議会臨時会において不燃物中間処理施設建設調査特別委員会委員長報告を行い、灰溶融施設の建設用地の確保について関係者の同意を得られたことを報告する。

平成 13 年 7 月

組合議会臨時会において不燃物中間処理施設建設調査特別委員会委員長報告

を行い、灰溶融施設の処理能力（17ton*2 炉）溶融方式の選定（燃料式）について報告する。

平成 14 年 6 月（2002 年）

広域灰溶融施設建設工事に係る 7 社による指名競争入札を実施し、「ユニチカ株式会社」が、落札する。

平成 14 年 7 月

組合議会において広域灰溶融施設建設工事請負契約の締結について、承認を得る。

平成 14 年 11 月（2002 年）

広域灰溶融施設建設工事を起工する。

平成 16 年 3 月（2004 年）

広域灰溶融施設（エコスラグセンター）の引渡しを受け、竣工式を執り行う。

引渡し：平成 16 年 3 月 26 日 竣工式：平成 16 年 3 月 30 日

平成 16 年 4 月

エコスラグセンターの供用を開始する。

平成 16 年度実搬入割合	不燃残渣：焼却残渣 = 59%：41%
当初計画（不燃残渣多量搬入時）	不燃残渣：焼却残渣 = 63%：37%
“（標準時）	不燃残渣：焼却残渣 = 51%：49%
“（焼却残渣多量搬入時）	不燃残渣：焼却残渣 = 43%：57%

下水道污泥焼却残渣について、境港市、日吉津村、旧大山町、旧西伯町においては当初計画では搬入を予定されていたが、供用開始以降、現在まで搬入の実績はない。

し尿污泥焼却残渣について、境港市においては当初計画では搬入を予定されていたが、供用開始以降、現在まで搬入の実績はない。

平成 17 年 3 月末（2005 年）

米子市と旧淀江町の合併により、旧淀江町及び日吉津村の可燃ごみが米子市クリーンセンターに搬入されることになる。

平成 17 年度実搬入割合	不燃残渣：焼却残渣 = 65%：35%
---------------	---------------------

平成 18 年 6 月～（2006 年）

平成 19 年度維持補修費について、ユニチカ（株）と協議を開始する。

当初計画値 219,240 千円

平成 19 年度維持補修見積金額（第 1 回） 340,280 千円

（当初計画値との比 55.2%増）

平成 19 年 1 月（2007 年）

米子市下水道部内浜処理場から発生する公共下水道污泥焼却残渣が外部委託処理されることになり、それまで当該処理場で焼却処理を行っていた大山町、

伯耆町も同様に外部委託処理されることになる。

平成 19 年 1 月

平成 19 年度維持補修費について、ユニチカ（株）と協議を重ねた結果、以下の金額で妥結する。

平成 19 年度維持補修見積金額（最終） 248,850 千円
（当初計画値との比 13.5%増）

平成 19 年 1 月（2007 年）

管理者指示に基づき、ユニチカ（株）に対し、維持補修費の増額に関する損害賠償請求の検討を開始する。

平成 19 年 3 月

組合議会定例会において、平成 19 年度当初予算が承認される。

平成 19 年 3 月 22 日

ユニチカ（株）に対し、平成 20 年度から 29 年度の 10 年間について損害賠償請求の通知を行い、今後 10 年間の損害賠償請求の権利を保有することとなる。（内容証明郵便物として送付する。）

平成 19 年 4 月

ユニチカ（株）が独自に、エコスラグセンターの維持補修費削減を目的としたコストダウンプロジェクトを立ち上げる。

維持管理経費の当初計画値と見積額の比較(単位:千円)

年 度	計画値	見積額	比 較
平成 19 年度	219,240	248,850	29,690
平成 20 年度	128,940	369,466	240,526
平成 21 年度	125,790	352,202	226,412

維持管理経費の増加の要因

市町村合併によるもののほか、各構成市町村の廃棄物処理体系の変更等、エコスラグセンター建設に関する当初計画からの変更により、エコスラグセンターの処理対象物のごみ質が、当初計画していた標準的なものより不燃残渣の割合が多い状態となった。

これにより、不燃残渣：焼却残渣の比率が常に不燃残渣多量時の比率で推移し、溶融の際発生する塩素ガス等の影響で耐火材の侵食が急速に早まる状況と

なった。

このような状況に対応するため、耐火材の高級化対策を行ったことで、補修費が増大する結果となった。

エコスラグセンターを供用開始した平成 16 年ごろから高騰し始めた原油価格やその他の経済情勢により、鉄鋼製品ほか各種工業原料の価格が、建設工事発注時（平成 14 年当時）と比較し、20～30%程度高騰した。